

議事要旨 平成30年度 第1回空家等対策協議会

次第1 開会

次第2 市長あいさつ

次第3 空家等に対する取組状況について

・「空家等の活用の促進」及び「管理不全な空家等の防止・解消」について、現在市が実施している空家等対策の取組を事務局から説明。

【主な質疑応答は次のとおり】

- 委員：危険廃屋解体撤去補助金制度の補助対象要件において、解体後、3年間は当該土地の売却又は新たな建物の建設を行うことはできないとあるが、同様の制度で、この要件がない自治体も多くある。本市においても、この要件を撤廃して、円滑に土地の売買を促進することはできないか。
- 事務局：他自治体における、同様の制度の趣旨や目的は様々である。本市の目的は、市民の安全と、良好な住環境の確保であることから、補助金を交付して土地の転売や再建築といった個人の利益に繋がることについては、本市の目的とは異なるので、この要件を定めているところである。しかしながら、制度の充実については課題であるため、今後検討していきたい。

次第4 空家等に対する今後の取組について

- ・農地法施行規則大17条第2項の下限面積の取扱基準を定めることで、農地付き空き家バンク登録を開始することを、事務局から説明。
- ・空家等所有者の特定に難航している案件について、司法書士に調査を委託する取組を行う予定であることを、事務局から説明。
- ・空家等所有者が抱える問題に対して具体的に検討する機会を提供するために、民間の専門業者と連携して、アドバイスを行う個別相談の実施を行う予定であることを、事務局から説明。

【質疑なし】

次第5 特定空家等の対応について

- ・所有者が存在しない特定空家等の対応について、事務局から説明。

【質疑なし】

次第6 その他

【質疑なし】

次第7 閉会